

令和6年3月22日

お客さま各位

特殊詐欺被害の防止に向けたATM取引制限について

当組合では、特殊詐欺の犯罪グループの手口が巧妙化し、被害が多発している状況にあることや、静岡県警察本部からの被害防止に向けた取り組み要請も踏まえ、下記のとおり、一部のお客さまのATMでのお取引を制限させていただくことといたしました。

対象となるお客さまにはご不便をお掛け致しますが、「お客さまの大切な財産をお守りするため」の対応でありますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

【振込制限】

対象年齢	適用条件	制限内容
65歳以上	過去1年間ATMでカード振込をしていない口座	0円

【出金・振込制限】

対象年齢	適用条件	制限内容
70歳以上	過去1年間ATMで20万円を超える出金取引※をしていない口座 ※現金出金、振替出金、振込出金	20万円

※既に利用を制限させていただいているお客さまについても、引き続き制限の対象となります。

2. 制限開始時期

令和6年4月24日(水)

	令和5年	令和6年
判定期間	制限適用の判定期間	
制限適用日		●
	1/1	12/31 4/24

※制限判定期間で実績を判定し、4月24日に制限を適用するまでにタイムラグが発生することにご留意ください。
令和6年1月1日～4月23日の間に制限対象外となる取引を行った場合でも、判定期間外となるため4月24日に制限が適用されます。

3. その他

対象となるお客さまで、利用制限を希望されないお客さまは、誠にお手数ですが、通帳、お届け印及びご本人であることを確認できる書類（運転免許証・健康保険証等）をご持参の上、制限適用後にお取引のあるJA窓口までお申し出ください。

以上

本件に関するお問い合わせ先

とぴあ浜松農業協同組合

電話：053-476-3121

